

無償貸与および利用許諾契約書

本契約は、一般社団法人教育配信基盤機構（以下、甲と称す）が教育機関である _____
_____（以下、乙と称す）に対して下記の本講義資料に対して無償貸与および利用許諾を行うに当たって締結されるものである。

第1条（本講義資料の定義）

本契約における本講義資料とは、甲の制作著作による「高校数学標準講義集 DVD10枚」であり、甲より乙に対して無償貸与されるものを言う。

第2条（契約期間と契約終了）

本契約は、乙が本契約に署名捺印した時点で発効するものとし、乙が本契約禁止条項（第5条～第7条）および義務条項に抵触しない限りにおいて、締結より10年を期限に効力を持つものとする。契約期間が満期を迎え、乙が本講義資料の利用を希望する場合は、新たに無償貸与および利用許諾契約を締結するものとする。

契約を延長しない場合は、乙は本講義資料を契約終了後、乙の管理下に置かれたすべての設備に導入された本講義資料複製物を消去し、本講義資料を契約終了後2か月以内に甲に返却しなければならない。

乙は、契約期間内に本契約を終了させる場合は、乙の管理責任者の署名捺印のある契約終了を申し出る旨の書面を甲に提出すると同時に、本講義資料を甲に返却する事で本契約を終了させる事が出来る。

第3条（利用方法の限定と報告）

甲は、本講義資料を乙の管理下における利用に限定する。

乙は、甲に対して本講義資料の利用環境に関する概要を報告する義務を有する。

第4条（有償利用および商業宣伝広告、および部外者への公開の禁止 禁止条項1）

乙は視聴に際し利用料を徴収してはならない

視聴に至る過程で有料となる手続きが介在してはならない

乙の管理する施設内のコンピューターネットワーク上のみで使用し部外者の視聴が出来るよう設定してはならない

利用環境にいかなる商業広告宣伝も行わない

第5条（内容改変 禁止条項2）

甲は、乙による本講義資料の一部、または全部の内容改変を禁ずる。

ただし、乙の管理下に置ける授業等において、本講義資料中の講義映像を除き、印刷物として配布される際の加筆・修正を行う場合はこの限りでは無い。

第6条（複製製作の禁止 禁止条項3）

甲は、乙による本講義資料の一部、または全部の複製製作を禁ずる。

ただし、乙の管理下に置ける授業等において、本講義資料中の講義映像を除き、印刷物として配布する場合はこの限りでは無い。

第7条（貸与、譲渡、転売の禁止 禁止条項4）

甲は、乙による本講義資料の一部または全部の一切の貸与、譲渡、転売行為を禁止する。

第8条（禁止条項違反時の賠償と本講義資料の回収）

乙によって第4条～第7条の禁止条項に抵触する行為が認められた場合、甲は乙に対して直ちに本講義資料の回収を行うものとする。

乙が有償使用をした場合には、甲は乙から有償使用で得られた推定利用料金と同額を徴収すると同時

に、本講義資料を直ちに回収する。

乙が甲による回収に応じない場合は、乙は甲に対して賠償金として金壱千萬元を支払う事とする。

第9条（保管管理責任者情報報告の義務 義務条項1）

甲は、毎年4月初旬に乙に対して、保管管理責任者情報提供依頼を甲の定めた方法（電子メール、FAX、郵送等）で送る。乙は、乙の管理下にある保管管理責任者を指名し、甲より送られた保管管理責任者情報提供依頼到着後1カ月以内に保管管理責任者情報を甲の指定する方法で報告する義務を負う。

第10条（利用状況情報の提供義務 義務条項2）

甲は、毎年度終了月に乙に対して利用状況情報報告依頼を甲の定めた方法（電子メール、FAX、郵送等）で送る。乙は、利用状況情報報告依頼受領後1カ月以内に、利用状況情報を甲に提供する義務を負う。

利用状況情報提供は、甲の定めた方法（WEBサイトへの入力、電子メール、FAX、郵送等）により行う。

第11条（義務条項違反時の本講義資料回収）

甲は、乙に対して第9条及び第10条の義務条項が期限までに履行されない場合、義務条項履行要請通知を行う。乙が義務事項履行要請通知受領後、1か月が経過しても乙により義務条項の事項が行われない場合は、甲は本講義資料の回収を行う。乙が甲による回収に応じない場合は、乙は甲に対して賠償金として金壱千萬元を支払う事とする。

第12条（内容責任の回避）

甲は、本講義資料の内容によって発生する、如何なる事象に対しても一切の責任を負わない。

第13条（管轄裁判所）

甲及び乙は本契約に関連して発生した紛争については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。
なお、承諾担当者は、学校長・学部長相当者である事とする。

平成 年 月 日

甲 一般社団法人教育配信基盤機構

代表理事 紺野 大介 ④

乙 学校名
住 所

氏 名 ④